

令和6年度 川崎市インターンシップ等 募集要領

川崎市では、学生が就業体験を通して自らの意思や適性にあった就職につなげるきっかけとするため、キャリア形成を考える機会を提供するとともに、川崎市および市役所業務に関する理解を深め、市の魅力や仕事のやりがい等を伝え、併せて職員の意識改革につなげることを目的として、次のとおり、インターンシップ等実習生の受入れを実施します。

1 対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 「川崎市インターンシップ等実施要綱」に基づく協定を締結できる教育機関に在籍し、当該教育機関からの推薦を受けることができる方
- (2) 「川崎市インターンシップ等実施要綱」に定める服務規律を遵守することができる方
- (3) 実習を行う各職場の受入れ条件等を満たす方
- (4) 川崎市政に関心があり、川崎市インターンシップ等実習に積極的に取り組む意欲のある方

2 募集人数・実習職場

「令和6年度川崎市インターンシップ等受入れ職場一覧表」(以下、「職場一覧表」)参照

3 実習期間

「職場一覧表」参照

※受入予定時期に詳細な日程が記載されている場合、実習日の変更はできません。

※受入予定時期として「○月中旬」等の記載がある職場は、実習先の決定後に、希望調書に記載された「参加できない日程」をもとに、職場と日程を調整します。

※「職場一覧表」に記載の日程のほか、実習生の共通プログラムとして、事前ガイダンスへの参加が必須となります。(詳細は実習先の決定後にお知らせします。)

<事前ガイダンス>

日 時: 第1回 令和6年7月18日(木)10時00分から11時00分まで

第2回 令和6年7月18日(木)18時00分から19時00分まで

※各回とも同内容です。どちらかの時間に御参加ください。

実施方法: オンライン(Zoom)

4 実習時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

※職場により例外があります。(詳細は「職場一覧表」参照。)

5 身分等

実習生は、各教育機関等の学生としての身分を有するものとします。

6 報酬等

賃金、報酬、手当及び旅費等その他の一切の金品を支給しません。

※本文は法政大学法学部で抜粋しております。